

端島炭坑等VRコンテンツ制作及び運用管理業務に係る説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

端島炭坑等VRコンテンツ制作及び運用管理業務

(2) 業務内容

端島炭坑等VRコンテンツ制作及び運用管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

端島見学施設見学広場、高島北溪井坑

(5) 予算額

16,000,000円（消費税相当額を含む。）

(6) 提案資格

提案者が満たすべき要件（以下「提案資格」という。）は、次のとおりとする。

ア 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。

イ 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品製造等競争入札有資格者名簿に「コンピュータ・ソフトウェア維持管理」、「コンピュータシステム設計・開発」又は「コンピュータシステム操作・運用」の業種で登録がある者であること。

ウ イの名簿に地域区分が市内、認定市内又は準市内としての登録がある者であること。

エ 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者でないこと）。

カ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

キ 元請として同種・同規模業務の契約を締結したもののうち、平成26年度から公告日までの期間内に履行期限を迎えたものをすべて誠実に履行した者であること。

ク 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。

ケ 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

コ 業務の管理及び総括等を行う業務責任者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置できる者であること。

(7) 業務実施上の条件

ア 業務の管理及び総括等を行う者として、業務責任者を1名配置すること。

イ 業務責任者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

(8) 成果品

ア 成果品の種類

提出する成果品は、原則として次のとおりとし、電子データで提出すること。文字サイズは全て10ポイント以上とする。

なお、報告書等の様式の詳細は、受託者との協議により別途定めるものとする。

番号	書類名
1	VRコンテンツの電子データ・システム一式及び動画データ（MP4）
2	業務の履行にあたって作成した3Dデータ
3	システムマニュアル
4	業務工程表

(9) その他

ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

エ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

オ 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。

カ 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。

キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

（ア） 提案資格を満たさないこととなった場合

（イ） 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

ク 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。

ケ 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

コ 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を5（3）の場所に届け出なければならない。

2 スケジュール（予定）

内容	期限等
公告日	令和6年7月 9日（火）
説明書その他資料配布期間	令和6年7月 9日（火）から 令和6年8月14日（水）17時30分まで

説明書等に対する質問提出期間	令和6年7月 9日（火）から 令和6年7月22日（水）17時30分まで
質問に対する回答期限	令和6年7月29日（水） ※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものは適宜回答します。
参加表明の手続き期限	令和6年7月19日（金）
提案書提出要請日	令和6年7月22日（月）
提案書提出期限	令和6年8月21日（水）17時30分まで
ヒアリング実施日	令和6年8月26日（月）
決定・非決定通知日	令和6年8月27日（火）
見積書提出期限	令和6年9月 3日（火） ※特定者に対して世界遺産室から連絡します。
契約締結予定日	令和6年9月 9日（月）

3 参加表明の手続き

(1) 提出書類（第1号様式及び様式ア）

「プロポーザル参加表明書」及び「担当者連絡先」

(2) 提出期限

令和6年7月19日（金）17時30分必着（提出期限内に11の担当課に到達していること。）

(3) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所14階
長崎市文化観光部世界遺産室（電話：095-829-1260）

(4) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けないので留意すること。

4 提案資格の確認

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日 令和6年7月22日（月）

5 説明書等に対する質問

(1) 受付方法

質問書（様式シ）に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記(3)に送信すること。あわせて、

その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公告日から令和6年7月22日（月）17時30分必着

(3) 質問書送付先及び連絡先

長崎市文化観光部世界遺産室

電話：095-829-1260

E-mail: sekaisan@city.nagasaki.lg.jp ファクシミリ：095-829-1232

(4) 質問に対する回答

令和6年7月29日（月）17時30分までに質問を取りまとめ、質問回答書（様式ス）により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はファクシミリで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

6 提案書の提出

(1) 提出書類

文書番号	書類名	備考	内容に関する留意事項
1	提案書	第4号様式及び任意様式	
2	組織調書	様式イ	
3	業務等実績調書	様式ウ	<ul style="list-style-type: none"> 過去10年間の同種業務の実績を記入する。同種業務の内容は、下記に示す。 同種業務の実績の記入内容を証明する書類（契約書等の写し）を添付する。
4	配置予定者調書	様式工	<ul style="list-style-type: none"> 業務責任者の業務経歴等を記載する。 過去10年間の同種業務の実績を記入する。同種業務の内容は、下記に示す。 同種業務の実績の記入内容を証明する書類（契約書等の写し）を添付する。
5	参考見積書	様式オー1 様式オー2	<ul style="list-style-type: none"> 人件費、物件費、その他経費ごとに明細を記載する。 年間に発生するアプリの運用費（アプリの不具合の保守費は含めない）については、参考見積額に含めず、参考見積別紙に内訳及び概算額を記載する。 <p>※次のとおり内訳を記載すること。</p> <p>①OSのアップデート対応費</p> <ul style="list-style-type: none"> 年1回 動作検証にかかる機種は、iOS 端末4種、Android 端末8種

			②アプリにかかるサーバー代
6	提案資料 ①業務実施方針 ②業務実施手法 ③提案内容	①様式ケまたは任意様式 ②様式コまたは任意様式 ③任意様式	<ul style="list-style-type: none"> • 業務の実施方針を記載する。 • 業務実施手順を示す業務フローや業務スケジュールを記載する。 • 提案内容については、下記を参考とすること。
7	その他（提出要請書に対する意見、代替案等）	様式サまたは任意様式	

※「本業務に係る提案」については、以下の項目を盛り込むこと。

- ア 「3 業務実績調書」及び「4 配置予定者調書」に係る同種業務については、デジタルコンテンツ（CG動画、AR、VR等）の開発業務とする。
- イ 「6 提案資料」の「③提案内容」については、以下の内容を盛り込むこと。
- (ア) 過去に制作したコンテンツデータ又は制作するVRコンテンツのサンプルデータ
- (イ) 使用するアプリの既存又は新規の別及び既存の場合はアプリの名称
- (ウ) アプリの画面・操作方法のサンプルデータ
- (2) 業務量の目安
本業務の参考業務規模は、16,000,000円以内とする。
- (3) 参考見積の提出
提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積りを提出すること。
ただし、その取扱いは積算の際の参考および提案書を特定するための評価項目として用いることとする。
その際の評価の着目点は9に示す。
- (4) 書類作成上の注意事項
用紙サイズは原則として日本産業規格A4版とし、文字サイズは全て10ポイント以上とする。ただし、やむを得ない場合はA3版も可とする。なお、提案にあたっては本説明書及び別途示す仕様書に基づき提案することとするが、本説明書及び仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。
- (5) 提出部数
紙の提出は、提出書類一式（上記（1）1～7）をセットにしたものを1部（会社名あり）とし、同書類一式の会社名なしのものをデータで提出すること（送信先は下記11参照）。会社名なしについては、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容は記載しないこと。
- (6) 提出期限
令和6年8月21日（水）17時30分【必着】
（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）
- (7) 提出場所
〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所14階
長崎市文化観光部世界遺産室（電話：095-829-1260）
- (8) 提出方法
紙（1部）…持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法による。
データ…データ持参、電子メールによる。なお、電子メールの場合は、あわせて、送信した旨を電話に

より連絡すること。

7 ヒアリング

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためヒアリングを行う。

(1) 実施日

令和6年8月26日（月）（詳細については別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。）

(2) 持ち時間

説明20分以内及び質疑応答10分程度 計30分程度

(3) その他

ヒアリングは、原則ペーパーレスで行うものとする。

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、ヒアリングに必要なスクリーン及び投影機は本市で用意する。

また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

8 受託者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、受託者を決定し、受託者として決定した者に対しては、決定通知書により、受託者として決定しなかった者に対しては、非決定通知書により、それぞれ結果を通知する。

結果通知予定日 令和6年8月27日（火）

9 受託候補者特定のための基準

受託候補者を特定するための基準は、別添の「評価基準」のとおりとする。

10 契約書の作成の要否

要

11 担当課

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所14階

長崎市文化観光部世界遺産室

電話 095-829-1260

FAX 095-829-1232

電子メールアドレス sekaiisan@city.nagasaki.lg.jp